

危険です ながらスマホで 踏むペダル
～自転車を安全に利用しよう～

◎道路交通法の改正

令和6年11月1日に改正道路交通法が一部施行となり、自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」の罰則が整備されました。
また、公布から2年以内には自転車違反に対する交通反則通告制度が適用されます。

◎自転車利用者の交通事故防止

自転車は、運転免許を必要とせず、こどもから高齢者まで幅広い年齢層に、多様な目的で利用されています。そのため、自転車利用者が交通ルールそのものを知らなかったり、たとえ知っていても自転車に乗っているときは、ルールを守る意識が低くなる傾向にあるように思われます。

自転車は「車両」であり、歩行者とは通行方法が違うことを理解してください。
また、飲酒運転も禁止されております。
お酒を飲んだら、自転車には乗らないでください。



中村警察署
052-452-0110



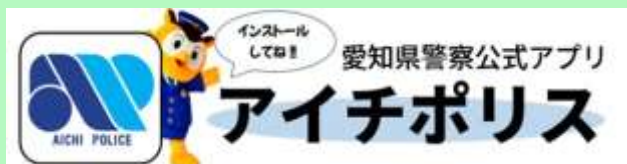
薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」
～覚醒剤、大麻等の乱用をなくそう～

◎ 薬物乱用の実態

日本は、覚醒剤、大麻等の大きな消費国となっています。
愛知県内で覚醒剤等の薬物事犯で検挙された人は、平成8年以降、ずっと1,000人を超える高水準が続いています。
薬物乱用の恐ろしさは、何度でも繰り返し使用したくなる性質、つまり、“依存性”を持っているということです。
繰り返し使用するうちに、薬物の中毒症状として、「殺される」、「つけられている」、「見張られている」などといった妄想や幻覚が現れます。
薬物の乱用は、無関係の人々を巻き込む殺人や放火などの二次犯罪を引き起こし、社会に悪影響を及ぼしたり、家庭の崩壊を招いたり、その悲劇は本人のみにとはとどまりません。



新明交番です。
落とし物や困ったことや気になることなど
お気軽にご相談ください！



iOS端末



Android端末

愛知県警公式アプリ「アイチポリス」を是非インストールしてください！